

# 『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』とそこに編綴された 沖縄県令達について

青嶋 敏

社会科教育講座

## ‘Hon-ken Sho-tasshigaki oyobi Reitatsu-tou Tsuzuri in Meiji 16th’ and Administrative Orders, Notices and Reports of Okinawa Prefecture

Satoshi AOSHIMA

Department of Social Studies, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

### 一 はじめに

戦前期沖縄県の令達・令規（以下本稿では「令達」という。）に関する文献資料は断片的にしか残存していない。そこで筆者は、2005年度から、戦前期沖縄県の令達集・令規集（以下本稿では「令達集」という。）の研究に着手し、令達集に収録された戦前期沖縄県の令達を整理し目録を作成するとともに、その資料的価値について検討を加えてきた<sup>(1)</sup>。

その後、筆者は、こうした研究の延長上で、戦前期沖縄県の令達に関する残存資料（以下「残存令達資料」という。）に検討対象を広げ、そこに掲載または編綴された沖縄県の令達を整理し目録を作成するとともに、その資料的価値についての検討を行ってきた。これまでに整理・検討をおえた残存令達資料は、『琉球新報』紙上の「本県公文」欄に掲載された沖縄県令達<sup>(2)</sup>、国立公文書館所蔵『沖縄県甲乙丙丁号達』（公文別録）に編綴された沖縄県令達<sup>(3)</sup>、那覇市歴史博物館所蔵『自明治十五年至全二十一年庁中諸回議並庁則ニ関スル部』（横内家文書）に編綴された沖縄県令達<sup>(4)</sup>および『沖縄県庁よりの諸令達』（竹富町宇波照間公民館旧蔵）に編綴された沖縄県令達<sup>(5)</sup>である。

本稿では、上述の戦前期沖縄県の残存令達資料の整理・検討作業の一環として、『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』（以下「本資料」という。）を取り上げ<sup>(6)</sup>、そこに編綴されている明治16年の沖縄県令達について検討することにした<sup>(7)</sup>。なお、本稿には紙幅の制限があるため、本資料に編綴されている沖縄県令達を整理した一覧表を本稿に掲載することはできなかった。この一覧表については、本稿とは別に『明治十六年本県諸達書及令達等綴 編綴沖縄県令達一覧』と題する資料集（以下「別冊資料集」という。）を発行することにしたので、本稿と併せて参照願いたい。

### 二 本資料について

#### (1) 本資料とその複製資料について

本資料には、明治16年に沖縄県が令達の公布または発令のために作成した令達書153件が綴られている。これらの令達書は、元来は、それらを作成した沖縄県庁から配付を受けた沖縄県の課署掛もしくは各廨（例えば、医院、県立学校、農業試験場等）または通送を受けた地方機関（役所・役場、蔵元・番所）が、執務上の保管文書として編綴したものであると推測される。ただし、後述のように、本資料には沖縄県の令達書以外の若干の文書も綴り込まれている。

本資料は、その複製資料が沖縄県教育庁文化財課史料編集班に所蔵されているが、管見の限りではその原本所蔵者は不明である<sup>(8)</sup>。史料編集班所蔵のこの複製資料（以下「史料編集班所蔵資料」という。）は、A4判用紙片面の複写物を二分冊で製本したものである（ただし、131枚目と278枚目の2枚に関しては、A3判用紙片面の複写物を二つ折りにしている。）。その第一分冊（ID番号027796）の末尾には「沖縄県公文書館史料編集室／受入平成11年9月10日／第19731号／寄贈」（／は改行。以下同じ。）とのスタンプが、また第二分冊（ID番号027797）の末尾には「沖縄県公文書館史料編集室／受入平成11年9月10日／第19732号／寄贈」とのスタンプが押されている。このスタンプの記載内容のうち「沖縄県公文書館史料編集室」とは、沖縄県教育庁文化財課史料編集班の前身のひとつである財団法人沖縄県文化振興会公文書館管理部史料編集室を指す<sup>(9)</sup>。従って、史料編集班所蔵資料は、同班の前身である同史料編集室当時の平成11（1998）年9月に二分冊に製本され「寄贈」資料として登録されたものである（ただし、寄贈者についての具体的情報は不明である。）。

このほかに、本資料の複製資料は、沖縄県公文書館にも所蔵されている。沖縄県公文書館所蔵のこの複製資料（資料コード：P00036793B。以下「公文書館所蔵資料」という。）は、B5 判用紙片面の複写物をファイル用バインダー（商品名ドッチファイル）で綴じたもので、各用紙の左下角には1から395までナンバリング（別名ナンバリング・マシーン）による通し番号が付されている（以下このナンバリングにより付された個々の番号を「No.123」の如く表記する。）（ただし、131枚目と278枚目の2枚に関しては、B4判用紙片面の複写物を二つ折りにしており、B4判用紙の中央下部にそれぞれNo.131 およびNo.132 ならびにNo.279 およびNo.280 が付されている。）。この公文書館所蔵資料は、同資料の目録情報によれば、沖縄県公文書館が「史料編集室からコピーで提供を受けたもの」であり（受入日：2000年3月31日）、2006年4月12日に閲覧用資料として沖縄県公文書館のデータベースに新規登録されたものである。すなわち、公文書館所蔵資料は史料編集班所蔵資料の「コピー」である。

本稿の執筆に当たっては、作表や引用の上での便宜を考慮して、本資料全体に通し番号が付されている公文書館所蔵資料を底本とし、史料編集班所蔵資料も合わせて参照した。ちなみに、史料編集班所蔵資料の内容と公文書館所蔵資料の内容は、次項で述べるナンバリングによる通し番号付けの点を除けば、同一である。

## （2）史料編集班所蔵資料の番号付けについて

ところで、史料編集班所蔵資料では、公文書館所蔵資料とは異なり基本的にナンバリングによる通し番号は付けられていない。しかし例外的に、本稿【表1】に示した6箇所にはナンバリングによる番号が付されている。しかも、これらの番号が付されているのは、いずれも、沖縄県の令達書自体ではなく、琉球政府編『沖縄県史第11巻資料編1上杉県令関係日誌』（琉球政府、1965年）に翻刻・収録された『沖縄県日誌』の特定の頁中の特定の令達の印刷文字を切り取り複写したものであり、かつ当該の各複写には右上角に当該令達の上記『沖縄県史第11巻』における掲載頁が、また左上角には当該令達の制定または発令の元号による年月日が、手書きで書き込まれている。これらの印刷文字の複写の綴り込みと手書き文字の書き込みは、いつ、誰によって行われたものであろうか。この点について

も、現時点では詳らかではない。いずれにせよ、これらの複写は本資料には本来編綴されていなかった部分であることは明らかである。

## （3）沖縄県令達の件数、類型等について

本資料に編綴されている153件の沖縄県令達の類型別内訳を件数の多い順に列挙すると、告示91件、布達甲40件、番外7件（内訳：番外論達7件）、各課報告7件（内訳：学務課報告2件、勸業課報告2件、庶務課報告2件、衛生課報告1件）、正誤5件、達丙2件、達乙1件である<sup>(10)</sup>。またこれら153件の令達の制定または発令の時期については、最も古いものが明治16年1月9日付の正誤「明治十五年十二月廿三日発行衛生課報告第三号別表中ノ誤」（別冊資料集【表1】の符号・整理番号で表示すると諸達A1に該当。以下同じ。）であり、最も新しいものが明治16年12月28日付の正誤「本年十一月甲第五十七号布達中ノ誤」（諸達A5）である。

つぎに、本資料に編綴された153件の令達のうちその制定者または発令者が明示されている140件について、令達類型別件数を整理すると、まず、第二代県令上杉茂憲（在任期間<sup>(11)</sup>：明治14年5月18日～明治16年4月22日）が制定者または発令者と表示されているものが35件（内訳：告示27件、布達甲4件、番外論達3件、達乙1件）である。ただし、この35件のうち8件（諸達A46、51、84～89）は、上杉県令の在任期間終了後（従って第三代岩村通俊県令の在任期間開始後）の明治16年4月25日から同年5月5日までの間に上杉県令の名で制定または発令されており、県令の在任期間と沖縄県の令達書への制定者・発令者の表示との間にずれがある場合がありうることを示している。次に、第三代県令岩村通俊（在任期間：明治16年4月22日～明治16年12月21日）または同県令代理大書記官森長義<sup>(12)</sup>が制定者または発令者と表示されているものが105件（内訳：告示63件、布達甲36件、番外論達4件、達丙2件）である。ただし、この105件のうち3件（諸達A43～45）については、岩村県令の在任期間終了後（従って第四代西村捨三県令の在任期間開始後）の明治16年12月24日および同月27日に大書記官森長義が岩村県令の代理として制定または発令しており、ここにも、県令の在任期間と沖縄県の令達書の制定者・発令者の表示との間のずれが見られる。他方、令達中にその制定者または発令

【表1】史料編集班所蔵資料における切り抜き複写部分とナンバリングによる番号付けの状況

| 史料編集班所蔵資料のナンバー | 公文書館所蔵資料のナンバー | 切り抜き複写された令達の年月日 | 切り抜き複写された令達の類型と番号 | 切り抜き複写部分の「沖縄県日誌」翻刻版掲載頁 | 本資料との対応関係 |
|----------------|---------------|-----------------|-------------------|------------------------|-----------|
| No. 62         | No. 85        | 明治16年 2月 5日     | 〔正誤〕              | 665頁                   | なし        |
| No.176         | No. 86        | 明治16年 4月 2日     | 達丙第13号            | 685頁                   | なし        |
| No. 4          | No.102        | 明治16年 1月13日     | 学務課報告第1号          | 659頁                   | 諸達A56     |
| No. 8          | No.136        | 明治16年 1月10日     | 告示第1号             | 659頁                   | なし        |
| No.226         | No.182        | 明治16年 5月 1日     | 告示第36号            | 693頁                   | 諸達A86     |
| No.281         | No.199        | 明治16年 5月21日     | 告示第46号            | 698頁                   | 諸達A95     |

者が明示されていない12件の制定年月日または発令年月日<sup>(13)</sup>に着目して県令の在任期間別に整理すると、第二代県令上杉茂憲の在任期間のもの5件(内訳:正誤3件、学務課報告2件)、第三代県令岩村通俊の在任期間のもの5件(内訳:庶務課報告2件、勸業課報告、衛生課報告および正誤各1件)、第四代県令西村捨三の在任期間(明治16年12月21日～明治19年4月27日)のもの2件(内訳:勸業課報告および正誤各1件)である。以上のほか、諸達A115は、令達書の後半(3～4枚目)が欠落しているため、制定年月日または発令年月日および制定者または発令者を当該令達書自体からは確認できないが、当該令達に記載された令達類型(告示)と令達番号(第66号)から、明治16年6月29日告示第65号(諸達A114)と明治16年7月17日告示第67号(諸達A116)との間に第三代県令岩村通俊または同県令代理大書記官森長義によって制定または発令されたものであると推定される<sup>(14)</sup>。

編綴されている153件の令達はすべて活字で印刷されている。また、153件の令達のうち140件(内訳:布達甲のうち諸達A26を除く39件、達乙1件、達丙2件、番外諭達7件、告示91件)については、令達書の左肩に当該令達に関する事務を所管する課署掛の名称の頭文字を使って、「庶」(=庶務課)、「勸」(=勸業課)、「租」(=租税課)、「学」(=学務課)、「衛」(=衛生課)、「編」(=編纂課)、「警」(=警察本署)、「監」(=監獄署)、「裁」(=裁判掛)という符号が印刷されている。

#### (4) 沖縄県令達以外の編綴資料について

本資料には、沖縄県令達以外の若干の資料が編綴されている。その概要は以下の通りである。ただし、これらの資料が編綴された経緯は明らかではない。

##### ①本資料7枚目(No.7)

本資料の7枚目は、「虎列刺病者取調書」と題する書式の一部(前半部分)である。これは、明治16年1月26日内務省達乙第1号「虎列刺病者取調書式」<sup>(15)</sup>の「別紙書式」の前半部分(第9項「前年其住家二同病患者アリシヤ」までの部分)である(第10項から第25項までの後半部分は欠落している)。

##### ②本資料278～288枚目(No.279～No.290)

本資料278～288枚目は、明治15年12月11日太政官布告第57号「為替手形約束手形條例」<sup>(16)</sup>に基づき発出された明治16年1月9日大蔵省告示第8号「為替手形約束手形書式」<sup>(17)</sup>の一部である。本資料に編綴されているのは、この大蔵省告示のうち、「第一号/為替手形書式(條例第二條)」から「第十一号/同〔條例第三十三條始末書——引用者注〕(支払人不在ナル時ノ文例)」までであり、「第十二号/約束手形書式(條例第四十三條)」は欠落している。また、第二号、第五号および第六号の書式はそれぞれ後半部分が欠落している。

##### ③本資料289～290枚目(No.291～No.292)

本資料289～290枚目は、「業務沿革出品者履歴」と題

する書式である。No.291の用紙の左下に「二十七」、No.292の用紙の右下に「二十八」という頁表示があるが、26頁以前は欠落しており、29頁以後の存否は不明である。同書式の記載例中に「製茶法」「紅茶製法」という表現が見られ、製茶に関する共進会や勸業博覧会に出品する製茶業者に提出を求めるための業務沿革と履歴の書式と記載例を示したものであると考えられる。しかし、いつ誰が制定したかかなる令達の一部であるかについては、今のところ不明である。なお、諸達A111(No.248～No.278)に添付されている「九州沖縄各県聯合共進会規則」には独自に27頁および28頁が存在し、かつ「製茶」「紅茶」は同共進会の出品対象とはされていないので、同規則とは無関係であると考えられる。

#### (5) 本資料の表題について

ここでは、本資料の表題について触れておこう。本資料の1枚目には、「明治十六年/本県諸達書及令達等綴」との表題が手書きで記されている。この表題は、本資料が史料編集班の前身である財団法人沖縄県文化振興会公文書館管理部史料編集室によって収集された段階で既に表示されていたものと推定される<sup>(18)</sup>。ただし、前述したように、現時点では本資料の原本所蔵者も上記史料編集室への寄贈者も不明であるので、表題がいつ誰によって記されたのかについても不明である。なお、上記の表題を前提として、史料編集班所蔵資料では、二分冊の製本の背表紙に「本県諸達書及令達等綴 明治十六年(上)」および「本県諸達書及令達等綴 明治十六年(下)」と印字されており、公文書館所蔵資料では、ファイル用バインダーの背表紙に「本県諸達書及令達等綴 明治16年」と記載されている。

### 三 本資料編綴の沖縄県令達の資料的価値について

次に、本稿においても、本資料に編綴されている153件の沖縄県令達が戦前期沖縄県の既存の令達集や他の残存令達資料にどの程度重複して掲載または編綴されているかという観点から、本資料に編綴されている沖縄県令達の資料的価値を検討してみよう(詳細については別冊資料集【表1】の「備考」欄参照)。その検討結果をカテゴリー別に示すと以下の通りである。

カテゴリー①明治39年版『令達類纂』<sup>(19)</sup>に掲載されているもの4件(諸達A20、28、53、55)。このうち諸達A20と53の2件については、明治44年版『令達類纂』<sup>(20)</sup>にも掲載されている。さらに、諸達A53については、国立国会図書館所蔵『加除自在現行沖縄県令規全集』<sup>(21)</sup>第9類17頁にも掲載されている。

カテゴリー②『沖縄県日誌』翻刻版<sup>(22)</sup>(以下「『日誌』翻刻版」という。)に令達の本文テキストのほぼ全部が掲載されているもの4件(諸達A6、10、64、90)。

カテゴリー③『日誌』翻刻版に令達の要旨が掲載されているもの23件(諸達A7、8、12～14、20、22、25、

26、28、46、50、51、53、60～62、75、84、94、95、111、112)。

カテゴリ④『日誌』翻刻版に令達の件名のみが掲載されているもの18件(諸達A11、15～19、21、23、24、27、29、30、47～49、79、83、86)。

カテゴリ⑤『日誌』翻刻版には未掲載で沖縄県公文書館所蔵『沖縄県日誌』原文(以下『日誌』原文という。)に令達の要旨または件名が記載されているもの42件(諸達A1、9、52、63、65～68、70～72、74、76～78、80～82、85、87～89、91～93、96～110、113、114)。

カテゴリ⑥『沖縄県日誌』の残存期限(明治16年6月30日)までに制定・発令されたが『日誌』原文に令達(要旨または件名の場合を含む。)が記載されていないもの7件(諸達A2～4、56、57、69、73)。

カテゴリ⑦国立公文書館所蔵『沖縄県甲乙丙丁号達』<sup>(23)</sup>に令達書が編綴されているもの23件(諸達A10～28、47、48、52、53)。

カテゴリ⑧沖縄県公文書館所蔵複製資料『沖縄県庁よりの諸令達』<sup>(24)</sup>に令達書が編綴されているもの1件(諸達A51)。

カテゴリ⑨管見の限りで既存の令達集や残存令達資料に掲載または編綴されていないもの58件(諸達A5、31～45、54、58、59、115～153)。

以上によれば、本資料に編綴されている153件の令達のうち、カテゴリ①、⑦および⑧に属する実数25件(諸達A10～28、47、48、51～53、55)については本資料以外によっても令達の全文を確認することができる。他方、カテゴリ⑥および⑨に属する合計65件(諸達A2～5、31～45、54、56～59、69、73、115～153)については、現時点では本資料以外では令達の内容を参照しえないと思われる。また『日誌』翻刻版および『日誌』原文では令達の要旨または件名しか確認できないカテゴリ③、④および⑤に属する合計83件のうち、カテゴリ①、⑦および⑧に属する令達によって令達の全文を確認できる23件(諸達A11～28、47、48、51～53)を除く60件(諸達A1、7～9、29、30、46、49、50、60～63、65～68、70～72、74～89、91～114)については、本資料によって令達のフルテキストを参照することができるであろう。さらに、カテゴリ②に属する合計4件(諸達A6、10、64、90)についても、令達書そのものによって令達の結文、制定・発令年月日、制定者名等の『沖縄県日誌』における欠落部分を確認することができるであろう。

なお、以上の他に、明治39年版『令達類纂』下巻巻末に「附録」として掲載されている廃止・取消令達のリスト<sup>(25)</sup>に令達の件名、類型、番号および制定年月日の4情報が記載されているもの(「廃止・取消令達」)が6件(諸達A11～14、27、47)、令達の類型、番号および制定年月の3情報が記載されているもの

(「被廃止・取消令達」)が1件(諸達A25)ある。

#### 四 本資料編綴の沖縄県令達の内容について

前述したように、本資料は沖縄県庁から配付または通送を受けた令達書を編綴したものであると推測されることから、本資料の場合にも、本誌前号で取り上げた『沖縄県庁よりの諸令達』と同様に様々な分野の令達が編綴されている。紙幅に制約があるため、ここでは、前述のカテゴリ⑨に該当する58件の令達について、当該令達の類型別・所管課署別に区分して、簡潔に紹介することにする。

##### (1) 布達甲

###### ① 庶務課所管

前述のカテゴリ⑨に該当する令達(以下本節においてはかかる意味で「該当する」という表現を用いる。)のうち庶務課所管の布達甲は7件(諸達A32～37、42)である。まず、諸達A32は、明治16年6月19日陸軍省達甲第20号「陸軍教導団定員表中増補改正」<sup>(26)</sup>および同日陸軍省達甲第21号「士官学校戸山学校教導団喇叭卒概則」<sup>(27)</sup>の制定につき陸軍卿より通達があった旨を布達したものである。諸達A33は、管内の開業医に脚気病患者を取調べその明細書を役所を経由して半年毎に提出すべきことを布達したものである。諸達A34は、明治15年9月12日布達甲第85号「小学校教員免許状授与規則」<sup>(28)</sup>の制定に伴い、「従来沖縄師範学校ノ名ヲ以テ相渡候学力証明書」を無効とする旨を布達したものである。諸達A35は、明治14年7月21日布達甲第85号「本島五役所々轄小学校設置区域並校数」<sup>(29)</sup>の一部改正であり、中頭地方の具志川学区の本校および分校の位置を改定することを布達したものである。諸達A36は、明治15年4月27日布達甲第60号「屠獸並獸肉販売及病死獸取締規則」<sup>(30)</sup>の一部改正であり、同規則の第11条(斃死獸の届出)および第13条(病死獸の売買等禁止)を更正し、第14条(内容不詳)を削除することを布達したものである。諸達A37は、明治15年5月19日布達甲第70号<sup>(31)</sup>により郵便脚夫が飛信通送および郵便物通送集配をする際に限り私設の橋梁・渡船・開鑿道路等の賃銭(通行料)を不請求としていたが、今後は郵便脚夫証の所持者には制服の着否にかかわらず賃銭を請求してはならない旨を布達したものである。最後に、諸達A42は、営業税不納のまま行き先不明となった福岡県在住の売薬営業人に関する福岡県からの営業差止の通知に基づき、今後同人の沖縄県における売薬営業を禁止した旨を布達したものである。なお、諸達A33、36および42は本来衛生関係の令達、諸達A34と35は本来学務関係の令達であるが、これらが制定・発令された明治16年7月ないし11月当時は、明治16年5月24日達丙第35号「学務衛生勸業三課廃止ノ件」<sup>(32)</sup>によって、衛

生課と学務課が廃止されその所管事務が庶務課に統合されていたため、庶務課所管の令達となっていたと考えられる。

#### ②勸業課所管

勸業課所管の該当する布達甲（諸達 A43、44、45）は、いずれも明治 16 年布達甲第 47 号「船舶取締所設置ノ件」に関連する令達である（ただし、管見の限り、明治 16 年布達甲第 47 号自体についての令達残存資料は現時点では確認できていない。）。すなわち、まず諸達 A43 は、上記布達甲第 47 号の施行期日を明治 17 年 2 月 1 日に変更することを定めたものである。次に、諸達 A44 は、上記布達甲第 47 号の布達文中の改正（「若シ違犯之者於有之テハ」の下に「総テ旧藩ノ法律ニ拠リ」の十字挿入）および津口手形下附願の雛形の改正を布達したものである。さらに、諸達 A45 は、上記布達甲第 47 号をもって設置された那覇・泊・与那原の三港の船舶取締所はその地名を冠して呼称すべきことを布達したものである。

#### ③租税課所管

租税課所管の該当する布達甲は 4 件（諸達 A38～41）である。諸達 A38 は、明治 16 年分の貢塩石代相場（塩一石に付 2 円 47 銭 5 厘）を定めたものである。諸達 A39 は、明治 13 年 6 月 8 日布達甲第 21 号「各役所長へ委任ノ条件」<sup>(33)</sup>の一部改正に関する令達であり、久米島役所への委任事項として「旧慣ニヨリ貢布調整免除願ヲ許否スル事」の一項を追加するものである。諸達 A40 は、明治 16 年分の租税換納に用いる米、粟、粟粃、棕櫚繩の相場を定めたものである。諸達 A41 は、船税の上納方法につき、租税課への直納に代えて、租税課宛ての上納書を添付して所轄役所へ上納すべきことを布達したものである。

#### ④警察本署所管

警察本署所管の該当する布達甲は諸達 A31 のみである。この令達は、巡查看守押丁の服制について、沖縄県人に限り、「制定ノ服帽」ではなく、「結髪常服ノ俣」で職務に従事することを可とする旨の布達である。

### (2) 番外

該当するのは、庶務課所管の諸達 A54 のみである。この令達は、郵便物として封入・差出を禁止した物品を定めた明治 15 年 12 月 16 日太政官布告第 59 号「郵便條例」第 16 条<sup>(34)</sup>の遵守につき諭達したものであり、同条所定の「郵便ニ差出スヘカラサル物品」を別紙に列記して簡潔な注釈を付している。

### (3) 各課報告

#### ①勸業課所管

勸業課所管の該当する各課報告は 2 件（諸達 A58、59）である<sup>(35)</sup>。諸達 A58 は、工部省品川硝子製造所（官営）からのガラス製品の購買注文者の照会につき、広告書および代価表を添えて報告したものである。諸達 A59 は、愛知県西春日井郡の宮重大根の種子の発売

に関する愛知県勸業課からの照会につき、広告書を添えて報告したものである。

#### ②学務課所管

学務課所管の該当する各課報告は 2 件（諸達 A56、57）である。諸達 A56 は、県立沖縄師範学校の初等小学師範科の明治 15 年 12 月中の卒業生 7 名を掲載報告したものである。諸達 A57 は、明治 9 年 2 月文部省出版の片山淳吉編輯『改正増補物理階梯』中の正誤を報告したものである。

### (4) 告示

#### ①庶務課所管

庶務課所管の該当する告示は 37 件である。これらはその内容に従って以下のようなタイプに分類できる。

タイプ① 地所、建物または船舶の質入、書入または売買譲渡に関する公証（奥書）割印簿（割印帳）の紛失、焼失、錯乱等に関する他府県からの通知、通報、照会等（以下「通知等」という。）を告示するもの（諸達 A69、73、115、119、122、125、136、146<sup>(36)</sup>、151）。

タイプ② 戸長役場の印章紛失に関する他県からの通知を告示するもの（諸達 A133）。

タイプ③ 海難による行方不明者や船舶、木材等の流失に関する告示（そのうち、他県からの通知等を告示するもの：諸達 A132、140～142、143 [ただし普通失踪、鑑札紛失を含む。]、152。沖縄県内の事案：諸達 A126、128、129、144、145、148）。

タイプ④ 漂着物の拾得に関する告示（そのうち、他県からの通知等を告示するもの：諸達 A117、153。沖縄県内の事案：諸達 A123、130）。

タイプ⑤ 私設灯台の灯費や船舶綱掛杭の建設費償却分の取立てに関する他県からの通知等を告示するもの（諸達 A118、121、134、135）。

タイプ⑥ 沖縄県民所有帆船鑑札の窃盗被害に関する告示（諸達 A131）。

以上の他、諸達 A116 および 138 は、沖縄県本庁の出務退散時限を告示したものである。諸達 A120 は、皇族華頂宮愛賢王の博恭への改名に関する宮内卿の達を告示したものである。諸達 A137 は、岩村通俊県令の検事兼任を解き判事兼任を命ずるとともに、沖縄県大書記官森長義の判事兼任を解く旨の宣下を告示したものである。最後に諸達 A150 は、岩村通俊判事の上京不在中判事補を事務代理とする旨の告示である。

#### ②租税課所管

租税課所管の該当する告示は、諸達 A124 のみである。この令達は、落平水道の架設にともない警察本署前まで試験通水するために、落平（うていんだ）樋川の湧水の汲み取りを二日間臨時に停止すべしとの告示である。なお、この告示は本来勸業関係の令達であるが、これが発令された明治 16 年 7 月当時は、前述の明治 16 年 5 月 24 日達丙第 35 号によって、勸業課が廃止されその所管事務が租税課に統合されていたため、租

税課所管の令達として発令されたものと考えられる。

### ③勸業課所管

勸業課所管の該当する告示は、諸達 A149 のみである。この令達は、那覇東村垣ノ花と渡地（わたんじ）との間の私設橋梁の落成・渡橋開始と「橋料」（通行料）を告示するものである。

### ④警察本署所管

警察本署所管の該当する告示は、諸達 A139、147 の 2 件である。諸達 A139 は遺失した沖縄県看守手帳を無効とする旨の告示であり、諸達 A147 は盗難被害にあった沖縄県巡査手帳を無効とする旨の告示である。

## (5)正誤

以上の他に、既存の令達の正誤に関する令達が 4 件ある。諸達 A2 は、明治 16 年 2 月 8 日告示第 13 号「山口県・岐阜県下戸長役場備付ノ地所質入書入簿紛失錯落ノ件」（『日誌』原文 2 月 8 日条〔要旨〕）中、岐阜県に関する部分の訂正である。諸達 A3 は、明治 15 年 12 月 28 日布達甲第 101 号「沖縄県立沖縄師範学校諸規則」（『日誌』翻刻版 655 頁〔件名のみ〕）中の「試験規則」第 8 条の訂正である。諸達 A4 は、明治 16 年 1 月 10 日告示第 1 号「農商務省東京山林学校開設ニ付山林学志願ノ者可願出件」（『日誌』翻刻版 659 頁〔要旨〕）の別冊「山林学校概則」中の訂正である。諸達 A5 は、明治 16 年 11 月布達甲第 57 号の訂正であるが、管見の限り、同令達については残存令達資料が確認されていないため、詳細は不明である。

## 五 補論：他府県からの通知等に基づく 沖縄県告示について

本資料に編綴されている沖縄県告示の中には、上記四(4)①で述べたように、他府県からの通知等に基づき当該の通知等の内容を沖縄県内一般へ周知するために制定・発令されたものが多数見出される。この種の他府県からの通知等は原則として全国の府県に向けて発出されたはずであるから、沖縄県告示と同趣旨の告示が他府県においてもほぼ同時期に制定・発令されていたと考えることができよう。

そこで、ひとつの試みとして、本資料編綴の沖縄県告示のうち、地所、建物または船舶の質入、書入または売買譲渡に関する公証（奥書）割印簿（割印帳）の紛失、焼失、錯乱等に関する告示（上述のタイプ②に相当する告示）の中から、紙幅の関係で明治 16 年 5 月 14 日告示第 43 号（諸達 A92）から同年 6 月 4 日告示第 50 号（諸達 A99）までを対象として、京都府編『明治十六年 京都布令（告示）自一月至十二月』<sup>(37)</sup> に編綴されている京都府告示と比較対照してみよう。その結果を表示すると、本稿【表 2】の通りである。この試みから明らかになるのは、沖縄県が日本全国（他府県）に向けて発出した通知等に基づき他府県がその管

内に当該通知等の内容を周知するために告示を制定・発令したという事例の存在が想定されるということである。そうだとすれば、沖縄県の通知等に基づく他府県の告示を調べることによって、明治期の沖縄県において生じた歴史事象の一端を知る情報源となり得るのではなかろうか（かかる他府県の告示の具体的な探求は今後の課題としたい）。

最後にもう一点、本稿【表 2】に示した沖縄県告示の内容に関連して補足的に言及しておこう。これらの告示は、明治 6 年 1 月 17 日太政官布告第 18 号「地所質入書入規則」、明治 8 年 9 月 30 日太政官布告第 148 号「建物書入質規則並ニ売買譲渡規則」、明治 10 年 3 月 8 日太政官布告第 28 号「船舶売買書入質手続」および明治 13 年 11 月 30 日太政官布告第 52 号「土地売買譲渡規則」<sup>(38)</sup> が、地所（土地）、建物または船舶の質入、書入または売買譲渡に際して、当該土地・建物の所在地を管轄する戸長役場または当該船舶の定繋場を管轄する戸長役場において公証（奥書）割印を受けるべきものと定めていたことを前提としている<sup>(39)</sup>。それでは、明治 12 年の沖縄県設置の前後を通じて、これらの太政官布告は琉球藩・沖縄県にも適用されていたのであろうか。この点は近代沖縄法史上のひとつの検討課題であると思われるが、本稿では紙幅が尽きたので課題の指摘にとどめておきたい。

## 六 おわりに

以上、本稿では、『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』について検討してきたが、最後に本資料の若干の特色に言及して結びとしよう。

本資料の特色として、第一に、本資料は令達書そのものが残存したものであることを重ねて指摘しておこう。すなわち、本資料に編綴されている沖縄県令達は一部改正内容が織り込まれていない原始規定であり、したがって、令達の原型をフルテキストで確認できる点に特色がある。しかし第二に、本資料は、明治 16 年の令達の一部に限定されており、しかも令達類型としては布達甲と告示が大半を占めていることを指摘しておかなければならない。逆に、達乙と達丙の編綴件数は数件に止まり、達丁の編綴件数は皆無である。もっとも第三に、告示に関しては、編纂物である令達集には通常は収録・掲載されることが少なく（例えば、明治 39 年版『令達類纂』に収録された令達の実数は 823 件で、そのうち告示は合計 67 件に過ぎず、これを明治 10 年代の告示に絞り込むとわずかに 2 件〔いずれも明治 18 年の告示〕に止まる。）、かつ明治 10 年代の沖縄県告示を確認することができる令達残存資料も少ないので<sup>(40)</sup>、本資料編綴の沖縄県告示は沖縄近代法史の研究資料として貴重であるということができよう。

## 注

(1) これまでに整理検討を終えた令達集は、沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂〔初版〕』（明治39年発行）（以下「明治39年版『令達類纂』」という。本文においても同じ。）、同編『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（明治44年発行）（以下「明治44年版『令達類纂』」という。本文においても同じ。）、『沖縄県町村諸規程』（横内家文書）、『沖縄県警察法規類典 全』、『沖縄県会計法規』、『沖縄県町村自治之栞 全』、『糖業関係例規』、『沖縄県青年学校法令集 全』、『学事規定全書』、『沖縄県物産検査関係例規』の合計10件である。

(2) 青嶋敏『琉球新報』紙上の「本県公文」欄とそこに掲載された沖縄県令達について（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』63輯、2014年）145-153頁。

(3) 青嶋敏『沖縄県甲乙丙丁号達』（国立公文書館所蔵）とそこに収録された明治前期沖縄県令達について（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』65輯、2016年）165-173頁。

(4) 青嶋敏「那覇市歴史博物館所蔵『自明治十五年至全二十一年庁中諸回議並庁則二関スル部』（横内家文書）とそこに編綴された明治期沖縄県令達について」（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』66輯、2017年）125-133頁。

(5) 青嶋敏『沖縄県庁よりの諸令達』とそこに編綴された明治期沖縄県令達について（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』67輯、2018年）97-105頁。

(6) 本資料については、既に玉木園子「戦前の沖縄県公報の残存状況について」（『史料編集室紀要』28号、2003年）52頁において簡単な紹介がある。また筆者も、「戦前期沖縄県の令達集・令規集について——その書誌情報の素描——」（田里修・森謙二編『沖縄近代法の形成と展開』榕樹書林、2013年）111-112頁で簡単に紹介したことがある。

(7) 戦前期沖縄県の令達に関するその他の残存資料として、①『沖縄県日誌』（沖縄県公文書館所蔵）、②『明治廿二年分 本県諸達書及令達等級 波照間邑番所』（竹富町字波照間公民館所蔵）、③『明治二十五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所』（竹富町喜宝院所蔵）、④『明治廿六年 本県各課報告綴諸達正誤 八重山島役所』（喜舎場永珣資料）、⑤『明治二十六年公布 沖縄県訓令』（沖縄県立博物館美術館所蔵、斉藤用之助紙背文書）、⑥『琉球新報』附録「沖縄県公報」、⑦『沖縄毎日新聞』掲載「本県公文」および同紙附録「沖縄県公報」、⑧沖縄県庁発行『沖縄県公報』がある。これらについても今後取り上げていきたい。

(8) 玉木前掲論文52頁でも「原本不明」と記述している。さらに、本資料は、琉球大学附属図書館編『琉球大学附属図書館 琉球郷土資料目録 改訂増補版（1965年7月31日現在）』（琉球大学附属図書館、1966

年）、琉球政府立沖縄史料編集所編『沖縄関係文献目録1972年1月31日』（沖縄史料編集所、1972年）、沖縄図書館協会編『沖縄県郷土資料総合目録』（新星図書、1973年）、琉球大学附属図書館整理係編『琉球大学沖縄関係資料目録 増加版（1978年12月末現在）』（琉球大学附属図書館、1980年）のいずれにも掲載されていない。ちなみに、琉球政府立沖縄史料編集所編前掲書45頁には、「著者名」欄に「波照間番所」、「書名」欄に「本県諸達書及令達等級 明治22年」、「発行所（原本の所蔵先）」欄に「（波照間公民館）」、「備考」欄に「写真複製」と表示された資料が掲載されているが、これは上記注（7）の②に相当する資料であり、明治16年の令達を編綴した本資料とは別のものである。

(9) 史料編集班の前身は琉球政府文教局研究調査課の一係に始まり（1954年）、次いで同局教育研究課の一係を経て（1960年）、1967年10月に琉球政府立沖縄史料編集所として文教局管轄の独立機関となり、1972年5月の沖縄の日本復帰に伴い同編集所が沖縄県沖縄史料編集所と改称され、1986年4月に行政改革により県立図書館に併合されて沖縄県立図書館史料編集室に改組された。その後1995年に沖縄県公文書館の設置に伴い同館へ移転し、翌1996年4月に組織改革により史料編集業務が教育庁文化課所管の委託業務となり財団法人沖縄県文化振興会公文書館管理部（後に公文書管理部）史料編集室となった。さらに2007年に指定管理者制度導入に伴い財団法人沖縄県文化振興会史料編集室と改名され、2011年4月に組織改編により教育庁直轄となり、沖縄県教育庁文化財課史料編集班となって今日に至っている。以上につき、西原文雄「沖縄史料編集所」（沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典上巻』所収、沖縄タイムス社、1983年）533頁、沖縄県教育庁文化財課編『平成29年度版文化財課要覧』（2017年）79頁「史料編集班の沿革」参照。

(10) 明治10年代の沖縄県令達の類型については、青嶋敏「戦前期沖縄県の令達・令規の類型と変遷について」（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』62輯、2013年）119-120頁参照。

(11) 以下で言及する沖縄県令の在任期間については、沖縄県編『沖縄県史別巻沖縄近代史辞典』（沖縄県、1977年）所収「附録2 沖縄県歴代知事一覧」（源河ミツ子作成）1-2頁による。

(12) 明治16年6月25日告示第63号（諸達A112）は岩村県令の「上京不在中大書記官森長義庁務代理候」と告示している。

(13) 明治16年当時の沖縄県令達の公布方法に関しては、これを定めた沖縄県令達を現時点では未確認であるため詳細は明らかではないが、明治19年県令甲第24号公布式（この令達は現時点では確認されていないが、明治19年10月25日付の『官報』第997号246頁の「官庁事項」欄に掲載された記事「県令公布式及

施行期限」によって、この「公布式」が、「沖縄県令ハ役所役場番所蔵元ノ掲出スルヲ以テ公布式トス〔以下略〕」という内容であったことがわかる。)と同様に、役所役場番所蔵元の掲出場への掲出という方法によっていたのではないかと推測される。従って、本資料に編綴された沖縄県令達に記載されている年月日は、第一義的には制定または発令年月日であり、公布年月日とは必ずしも一致しないと考えられる。

(14) ちなみに、明治16年告示第66号は、『日誌』原文の明治16年6月30日条までには記載がないため、その制定月または発令月は明治16年7月であると推定される。

(15) 内閣官報局編『法令全書第十六卷ノ一(明治16年)』(原書房復刻版、1976年)641-643頁。ちなみにこの内務省達は、「虎列喇病者有之候節ハ別紙書式ニ抛リ逐一取調之上每一箇月分取纏翌月十五日迄ニ当省衛生局エ送致可致」(同書641頁)旨を府県宛てに達したものである。

(16) 内閣官報局編『法令全書第十五卷(明治15年)』(原書房復刻版、1976年)45-51頁。

(17) 内閣官報局編『法令全書第十六卷ノ二(明治16年)』(原書房復刻版、1976年)767-778頁。ちなみにこの大蔵省告示の本文では、「明治十五年十二月第五十七号布告ヲ以テ為替手形約束手形條例発行相成候ニ付テハ右手形ニ関スル書式ハ絵テ別冊雛形ニ準拠可致此旨告示候事」(同書767頁)と定めている。

(18) この点については、沖縄県教育庁文化財課史料編集班指導主事小野まさ子氏のご教示による。

(19) 青嶋敏「明治39年版『沖縄県令達類纂』(上下巻)所収令達一覧」(『社会科学論集』44号、2006年)248頁以下の「令達一覧」参照。

(20) 青嶋敏「明治44年版『沖縄県令達類纂』(上下巻)所収令達一覧」(『社会科学論集』45号、2007年)250頁以下の「令達一覧」参照。

(21) 国立国会図書館所蔵の沖縄県庁編『加除自在現行沖縄県令規全集』(帝国地方行政学会、昭和4年8月31日再版台本)の最終追録加除は、昭和15(1940)年1月1日内容現在である。

(22) 琉球政府編『沖縄県史第11巻 資料編1上杉県令関係日誌』(琉球政府、1965年)93-716頁に翻刻がある。ただし、沖縄県公文書館所蔵『沖縄県日誌』原文に記載されているすべての沖縄県令達が翻刻されているわけではない。

(23) 青嶋前掲『『沖縄県甲乙丙丁号達』(国立公文書館所蔵)とそこに収録された明治前期沖縄県令達について』169頁以下の【表1】参照。

(24) 青嶋前掲『『沖縄県庁よりの諸令達』とそこに編綴された明治期沖縄県令達について』101頁以下の【表2】参照。

(25) 青嶋敏「明治39年版『沖縄県令達類纂下巻』巻末「附録」掲載廃止・取消令達一覧」(『社会科学論集』45号、2007年)232頁以下の「令達等一覧表」参照。

(26) 内閣官報局編前掲『法令全書第十六卷ノ二(明治16年)』873頁。

(27) 同書、873-877頁。

(28) 明治15年布達甲第85号の布達書は、沖縄県公文書館所蔵の「岸秋正文庫」中にある(資料コード:T00016003B)。

(29) 明治14年布達甲第85号の残存令達資料は現時点では確認されていない。同令達については、青嶋敏・金城善「『官報』に掲載された沖縄県令の件名等と学事関係規定の変遷」(『社会科学論集』47号、2009年)237-238頁〔金城善執筆〕参照。

(30) 明治15年布達甲第60号の条文テキストは『日誌』翻刻版567-568頁に翻刻されている。ただし、令達番号は「第四十号」と表示されている。また同令達の翻刻は第13条までで、第14条の翻刻はない(『日誌』翻刻版568頁参照)。

(31) 『日誌』翻刻版586頁。

(32) 沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料 近代3尾崎三良岩村通俊沖縄関係史料』(沖縄県教育委員会、1980年)361頁(岩村72)。

(33) 明治13年布達甲第21号の残存令達資料は現時点では確認されていない。

(34) 内閣官報局編前掲『法令全書第十五卷(明治15年)』56頁。

(35) 前述の明治16年5月24日達丙第35号により、勸業課が廃止されてその所管事務は租税課に統合された。しかし、諸達A58および59は明治16年12月19日付および同月24日付で勸業課の名で発出されているので、明治16年後半に勸業課が租税課から分離して再設置された可能性がある。ただし、現時点ではこの点に関する残存令達資料を確認できていない。

(36) 諸達A146(明治16年告示第100号)に関するNo.375とNo.378~No.380との間に綴り込まれているNo.376とNo.377は、諸達A146の発令以前に発令された別の告示の別表であると考えられるが、具体的な発令年月日や令達番号は不明である。

(37) この編綴文書は、国立国会図書館デジタルコレクションとしてウェブサイト上で公開されている。

(38) 以上の太政官布告については、内閣官報局編『法令全書第六卷ノ一(明治6年)』(原書房復刻版、1974年)13-17頁、同編『法令全書第八卷ノ一(明治8年)』(同、1975年)190-195頁、同編『法令全書第十卷(明治10年)』(同、1975年)29-30頁、同編『法令全書第十三卷ノ一(明治13年)』(同、1976年)259-260頁参照。

(39) この公証手続は、明治19年8月13日公布法律第1号「登記法」が明治20年2月1日に施行されるまで継続された。

(40) 管見の限りでは、本資料と『沖縄県日誌』程度しか存在しない。

(2018年9月25日受理)



【表2】『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』編綴沖繩県告示と『明治十六年 京都府令(告示) 自一月至十二月』編綴京都府告示との対照表

| 沖繩県告示 |      |            |      |      |                        | 京都府告示                              |         |            |      |            |       |
|-------|------|------------|------|------|------------------------|------------------------------------|---------|------------|------|------------|-------|
| 符号    | 整理番号 | 制定または発令年月日 | 令達類型 | 令達番号 | 関係府県町村等                | 更正事由                               | No.     | 制定または発令年月日 | 令達類型 | 令達番号       | コマ番号  |
| 諸達A   | 92   | 明治16/05/14 | 告示   | 43号  | 神奈川県都筑郡榎下村外7ヶ村戸長役場     | 地所建物質入書入公証割印簿錯雑                    | 195     | 明治16/04/24 | 告示   | 103号       | 131コマ |
| 諸達A   | 96   | 明治16/05/28 | 告示   | 47号  | 京都府天田郡京町外18ヶ町戸長役場      | 地所建物書入質入売買譲渡公証割印簿紛失錯雑              | 201-206 | 明治16/04/25 | 告示   | 105号       | 133コマ |
|       |      |            |      |      | 京都府船井郡園部村外貳ヶ村戸長役場      | 地所建物書入質入売買譲渡公証割印簿不分明               |         | 明治16/04/28 | 告示   | 107号       | 135コマ |
|       |      |            |      |      | 兵庫県川辺郡紫合組戸長役場内原村外5ヶ村   | 地所建物質入書入売買譲渡公証割印簿錯雑紛乱              |         | 明治16/04/30 | 告示   | 112号       | 140コマ |
|       |      |            |      |      | 熊本県天草郡御領村戸長役場          | 地所質入書入及ヒ船舶建物書入奥書割印台帳虫喰鼠切等ニテ錯雑      |         | 明治16/05/23 | 告示   | 142号       | 190コマ |
|       |      |            |      |      | 愛媛県上浮穴郡西谷村戸長役場         | 地所建物質入書入公証割印簿欠号錯雑                  |         | 明治16/05/16 | 告示   | 134号<br>2項 | 174コマ |
|       |      |            |      |      | 愛媛県西宇和郡朝立浦戸長役場         | 地所並ニ建物船舶書入質入公証割印帳・売買譲渡割印簿紛乱錯雑      |         | 明治16/05/08 | 告示   | 124号       | 153コマ |
|       |      |            |      |      | 熊本県葦北郡日奈久町外2ヶ村戸長役場     | 地所建物質入書入公証割印帖紛失                    |         | 明治16/05/21 | 告示   | 138号       | 178コマ |
|       |      |            |      |      | 三重県飯高郡大口村外4ヶ村戸長役場      | 地所建物質入書入公証割印簿紛乱錯雑                  |         | 明治16/04/30 | 告示   | 111号       | 139コマ |
|       |      |            |      |      | 高知県幡多郡川登村外9カ村聯合戸長役場    | 地所建物質入書入公証割印簿焼失                    |         | 明治16/05/01 | 告示   | 113号       | 141コマ |
|       |      |            |      |      | 高知県吾川郡内谷村外2ヶ村組合戸長役場    | 地所建物質入書入公証割印帳錯雑                    |         | 明治16/05/01 | 告示   | 114号       | 142コマ |
|       |      |            |      |      | 高知県吾川郡西諸木村戸長役場         | 地所質入書入公証割印帳欠号錯雑等                   |         | 明治16/05/07 | 告示   | 123号       | 152コマ |
|       |      |            |      |      | 静岡県志太郡伊久美村戸長役場         | 地所建物売買譲渡並質入書入公証割印簿被盜取              |         | 明治16/05/03 | 告示   | 115号       | 143コマ |
|       |      |            |      |      | 滋賀県愛知郡海瀬村戸長役場          | 地所建物質入書入公証割印簿鼠喰                    |         | 明治16/05/07 | 告示   | 122号       | 151コマ |
|       |      |            |      |      | 福岡県宗像郡江口村戸長役場          | 地所建物質入書入及売買譲渡公証割印帳紛失               |         | 明治16/05/16 | 告示   | 133号       | 173コマ |
| 諸達A   | 98   | 明治16/05/31 | 告示   | 49号  | 京都府上京区第六組戸長役場          | 地所建物質入書入公証割印簿不明瞭                   | 208-209 | 明治16/04/24 | 告示   | 104号       | 132コマ |
|       |      |            |      |      | 埼玉県高麗郡下鹿山村戸長役場         | 地所質入書入公証割印帳紛失                      |         | 明治16/05/09 | 告示   | 126号       | 156コマ |
|       |      |            |      |      | 長崎県東松浦郡双水村外九ヶ村聯合戸長役場   | 地所建物質入書入公証割印帳・地所売買公証割印帳錯雑不分明       |         | 明治16/05/19 | 告示   | 136号       | 175コマ |
|       |      |            |      |      | 長崎県北高来郡諫早村外2ヶ村戸長役所〔ママ〕 | 地所建物書入質入公証割印帳鼠喰                    |         | 明治16/05/19 | 告示   | 135号       | 176コマ |
|       |      |            |      |      | 和歌山県名草郡内原村戸長役場         | 地所建物質入書入及売買公証割印簿錯雑                 |         | 明治16/05/16 | 告示   | 134号<br>1項 | 174コマ |
| 諸達A   | 99   | 明治16/06/04 | 告示   | 50号  | 鹿児島県肝属郡岡崎村外2村戸長役場      | 地所並ニ建物売買譲渡質入書入公証割印帳不明瞭             | 210-212 | 明治16/06/11 | 告示   | 173号       | 222コマ |
|       |      |            |      |      | 熊本県天草郡宮地丘村戸長役場         | 地所建物書入割印帳及地所質入書入割印帳並ニ地所売買譲渡書入割印帳焼失 |         | 明治16/06/01 | 告示   | 161号       | 209コマ |
|       |      |            |      |      | 島根県楯縫郡塩津浦只浦聯合戸長役場      | 地所質入書入公証割印帳・建物書入公証割印帳欠号            |         | 明治16/05/23 | 告示   | 144号       | 192コマ |
|       |      |            |      |      | 福井県大飯郡本郷村戸長役場          | 土地建物書入質入等公証割印帳盗難                   |         | 明治16/05/21 | 告示   | 139号       | 179コマ |
|       |      |            |      |      | 福井県三方郡海山村戸長役場          | 地所建物船舶質入書入並ニ売買譲渡公証割印簿焼失            |         | 明治16/05/21 | 告示   | 140号       | 180コマ |

注1：『明治十六年 京都府令(告示) 自一月至十二月』に沖繩県告示に相当する京都府告示が、逆に『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』に京都府告示に相当する沖繩県告示が、編綴されていないケースがある。

注2：沖繩県告示においても、京都府告示においても、1件の告示で複数の通知等を取り扱っているケースがある。

注3：京都府告示の「コマ番号」欄は、『明治十六年 京都府令(告示) 自一月至十二月』の国立国会図書館デジタルコレクションのコマ番号である。

愛知教育大学研究報告第68輯(人文・社会科学編)

正誤表

| 頁    | 箇所    | 誤                  | 正               |
|------|-------|--------------------|-----------------|
| 137頁 | 右41行目 | 4件(諸達A20、28、53、55) | 3件(諸達A20、28、53) |
| 138頁 | 左21行目 | 1件(諸達A51)          | 2件(諸達A51、55)    |